

第8章 一時保護機能の充実・強化

1 現状及び課題

(1) 一時保護の実施状況

子どもの一時保護は、児童相談所が行う相談援助業務の中で子どもの安全確保やアセスメントが必要な場合に行っており、本県における一時保護件数の推移は表1のとおり、平成30年度において過去最多となっています。本県の一時保護所は中央子ども女性相談センター一時保護所のみであり、児童養護施設等における一時保護専用施設は設置されていません。

また、近年、一時保護所で児童が暴れるなど、対応の困難な事案が増加傾向にあり、適切なケアを実施するための一時保護所職員の専門性の強化が求められています。

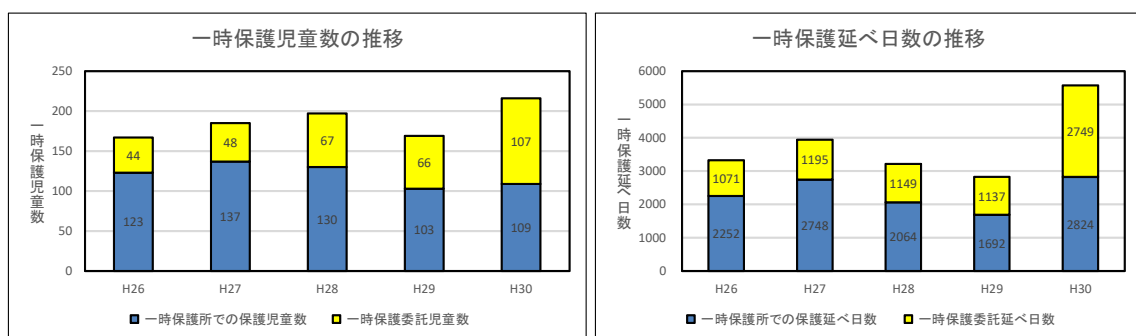
【表1 一時保護児童数等の推移】

年度		H26	H27	H28	H29	H30
一時保護児童数(人)		167	185	197	169	216
一時保護延べ日数		3,323	3,943	3,213	2,829	5,573
1日当たりの平均保護児童数(人)		9.1	10.8	8.8	7.8	15.3
内	一時保護所での保護児童数(人)	123	137	130	103	109
	一時保護所での保護延べ日数	2,252	2,748	2,064	1,692	2,824
	1日当たりの平均保護児童数(人)	6.2	7.5	5.7	4.6	7.7
訳	一時保護委託児童数(人)	44	48	67	66	107
	一時保護委託延べ日数	1,071	1,195	1,149	1,137	2,749
	1日当たりの平均保護児童数(人)	2.9	3.3	3.1	3.1	7.5

※ 一時保護児童数H26～H30(5年間) 49人増加(129.3%)

※ 一時保護延べ日数H26～H30(5年間) 2,250日増加(167.7%)

【図1 一時保護児童数・延べ日数の推移】



(2) 一時保護の実施期間

緊急保護やアセスメントのため一時保護を行っている期間は、生活場面で子どもと関わり寄り添うとともに、関係機関と連携しながら子どもや家族に対する支援内容を検討し、方針を定める期間となります。

閉鎖的環境(一定の建物において、子どもの自由な外出を制限する環境)で保護する期間は、子どもの権利擁護の観点から、子どもの安全確保やアセスメントに要する

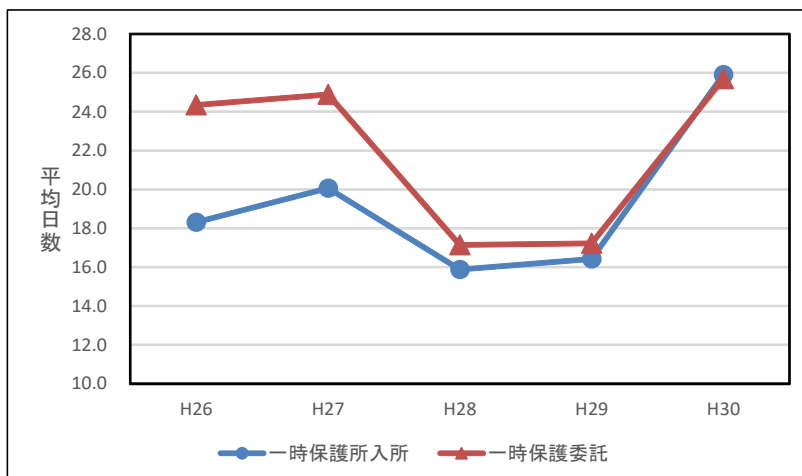
必要最小限とする必要があります。

本県における一時保護の平均日数の年度別の推移については、表2のとおりとなっており、一時保護所入所の平均日数は全国平均よりも低くなっていますが、平成30年度において長期化の傾向が見られ、また、近年では一時保護所と一時保護委託の平均保護日数がほぼ同じとなっています。

【表2 平均保護日数の推移】 (単位：日)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
一時保護全体	19.9	21.3	16.3	16.7	25.8
(全国平均)	28.6	28.3	28.8	28.7	—
一時保護所入所	18.3	20.1	15.9	16.4	25.9
(全国平均)	29.8	29.6	30.1	29.6	—
一時保護委託	24.3	24.9	17.1	17.2	25.7
(全国平均)	26.7	26.1	26.8	27.3	—

【図2 一時保護所入所と一時保護委託の平均日数の比較】



(3) 一時保護所の職員体制

本県の一時保護所の令和元年度の職員体制については、表3のとおりとなっています。直接処遇を行う職員に加え、心理担当職員を非常勤職員で配置していますが、令和元年度においては、応募がなく採用できていない状況です。

【表3 令和元年度の一時保護所の職員体制】 (単位：人)

直接処遇職員		栄養士	事務	心理担当職員	小児科医
常勤	非常勤	常勤	常勤	非常勤	非常勤
4	12	1	2	1	1
(保育士3、 指導員1)	(生活指導員(昼)3、 生活指導員(夜)9)				

※ 参考 一時保護所定員12人

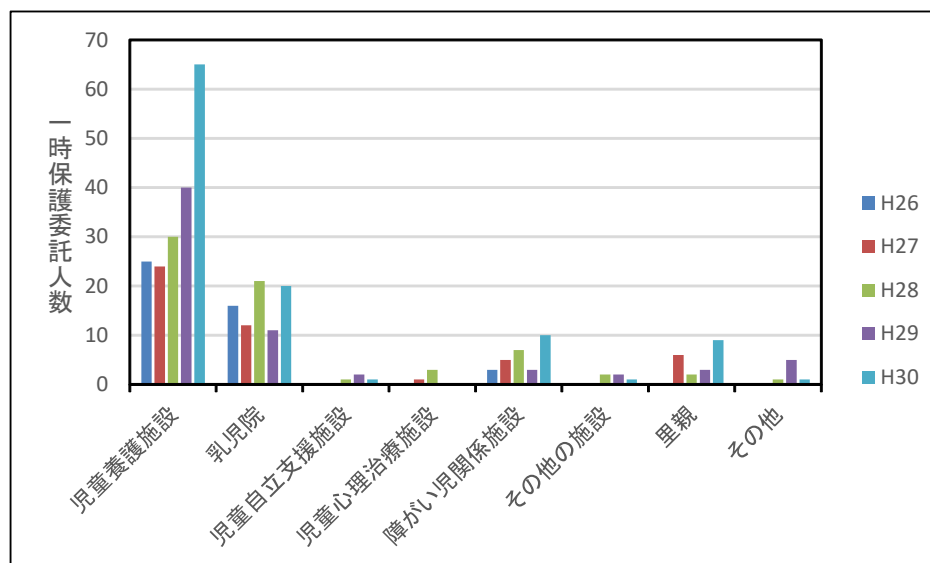
(4) 一時保護委託の委託先

一時保護の実施に当たっては、子どもの状況等を踏まえ、最も適した環境で実施することが求められることから、里親、児童福祉施設、医療機関等の一時保護委託先の確保や、原籍校への通学が可能となるよう一時保護の場の地域分散化などを進めることが求められています。本県の一時保護委託先の状況については表4のとおりとなっています。

【表4 一時保護委託先別委託人数の推移】 (単位：人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
児童養護施設	25	24	30	40	65
乳児院	16	12	21	11	20
児童自立支援施設	0	0	1	2	1
児童心理治療施設	0	1	3	0	0
障がい児関係施設	3	5	7	3	10
その他の施設	0	0	2	2	1
里親	0	6	2	3	9
その他	0	0	1	5	1

【図3 一時保護委託先別委託人数の推移】



(5) 子どもの権利擁護

一時保護は、虐待を受けた子どもの最善の利益や命を守るため、一時的にその養育環境から離すものですが、この期間中においても、子どもの権利が守られることが非常に重要です。

子どもの安全確保と権利制限については、常に子どもの利益に配慮してバランスを保ちつつ判断を行う必要があります。子どもたちの状態や背景を踏まえて、生活ルール等を決めるなどの配慮が必要です。特に、LGBTなどの子どもの持つ特性への配慮は、本人の意思や人格を尊重し、適切に行う必要があります。

また、一時保護中であっても、安全面を考慮した上で、適切な教育が受けられるよう、学校等への通園・通学ができる里親等の活用を検討することが求められています。

2 目指す方向性

- 一時保護児童数は増加傾向にあり、また、子どものケアニーズも多様化しています。このような状況に適切に対応するため、一時保護所の職員体制や専門性の強化、身近な一時保護先の確保に努めます。
- 一時保護中の生活における子どもの権利について常に意識し、不当に権利が阻害されることのないよう、権利擁護の強化を進めます。

3 具体的な取組み及び目標

(1) 一時保護所職員の専門性向上

一時保護の目的を達成し、適切な支援が行われるよう、職員の専門性の向上と意識の共有、関係機関との連携などを図るため、児童福祉司任用前・任用後研修への参加促進や県外講師招へいによる専門性向上研修の実施などの取組みを進めていきます。

★【表5 一時保護所職員の研修の受講目標】 (単位：人)

年度	H30(実績)	R2	R3	R4	R5	R6
研修受講者数	4	10	10	10	10	10

(2) 一時保護所の定員及び処遇環境整備

増加傾向にある一時保護に確実に対応できる適切な一時保護所の定員について、一時保護実績の増加等の状況を把握し、必要に応じ随時見直しの検討を行います。

また、子ども一人一人の状況に応じて、適切な処遇を行うことができる環境整備に努めます。

(3) 多様な一時保護先の確保及び最小限の一時保護の実施

① 多様な一時保護先の確保

児童福祉施設等の一時保護専用施設の設置促進や、里親など地域における一時保護委託先の確保等による個別性を重視した環境整備を推進します。

また、重症心身障がい者をはじめ、重複障がいがある等、特別なケアを要する児童の一時保護受入れ先の確保に努めます。

② 最小限の一時保護の実施

一時保護の必要性を児童相談所内で一定期間ごとに検討し、安全確保やアセスメントといった一時保護の目的を達成するための必要最小限の日数による一時保護とするよう努めます。

★【表6 一時保護専用施設の設置目標】 (再掲)

年度	H30(実績)	R2	R3	R4	R5	R6
一時保護専用施設の設置圏域数	0	1	1	2	2	3

(4) 子どもの権利擁護の強化

① 子どもの権利ノートの活用

原則、一時保護児童全てに子どもの権利ノートを配布し、入所時に権利擁護についての説明を行うとともに、職員と子どもの適切な関わりの中で、子どもが適切に意見表明できるよう努めます。

② 子どもの意見を酌み取る仕組みの整備

子どもによっては口では言いにくいこともあるため、誰にも見られずに意見や相談ができる意見箱や窓口の設置、退所時アンケートの実施、第三者委員の設置など、子どもの意見を酌み取る仕組みの整備を推進します。

③ 子どもの状況に応じた生活環境の確保

一人一人の子どもの状況に応じた一時保護環境を整備するとともに、外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で最小限となるよう努めます。

④ 外部機関からのチェック体制の確保

一時保護された子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行うため、第三者評価を活用するなど、外部機関からのチェック機能を高めます。